

大口定期預金

平成24年7月25日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(大口定期預金)																																																
2. 販売対象	・法人、個人																																																
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式…1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式…1か月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取り扱いができません。 																																																
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位 																																																
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																																																
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 																																																
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 																																																
8. 手数料	—																																																
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。																																																
10. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">預入期間</th> <th style="width: 15%;">3年未満</th> <th style="width: 15%;">3年以上4年未満</th> <th style="width: 15%;">4年以上5年未満</th> <th style="width: 15%;">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×40%</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×60%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×80%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>				預入期間	3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年	6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%
預入期間	3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年																																													
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																																													
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%																																													
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%																																													
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%																																													
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%																																													
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%																																													
3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%																																													
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%																																													

《裏面に続く》

11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>

